

葛飾区子ども総合センター運営計画

令和4年3月

葛飾区

目次

I 総論	1
第1章 策定の目的	1
第2章 子ども総合センターの概要	2
1 施設の概要	2
2 沿革	3
第3章 組織体制	5
1 組織図	5
第4章 職員の確保・育成・定着及び職場環境の整備	7
1 求められる職員像	8
2 研修体制	8
3 職員の体制	9
(1) 職員配置と人材確保	9
(2) 最前線の職員のサポート体制	10
第5章 ICTの活用	11
1 児童相談システム	11
2 他システムとの連携	12
(1) 区役所内の他業務システムとの連携	12
(2) 要保護児童情報共有システム	12
(3) 母子保健情報の全国連携	13
II 運営方針	14
第1章 運営方針	14
1 基本方針	14
(1) 子ども総合センターの基本理念	14
(2) 今後の展望	15
2 子ども家庭係	16
(1) 庶務グループ	17
(2) 相談支援グループ	17
3 母子保健係	19
4 発達相談係	20
第2章 所掌事務とその展開	22
1 子どもと家庭の支援	22
(1) 要保護児童対策地域協議会	25
(2) 子どもと家庭への在宅サービス等の提供	30

(3) 育児支援訪問事業	30
(4) 養育家庭制度の普及	31
2 母子保健	32
(1) 母子健康手帳・妊婦健康診査受診票の交付	32
(2) 特定不妊治療費助成事業	32
(3) 母子医療給付（養育医療・育成医療・妊娠高血圧症候群等）	32
(4) 妊娠後期訪問事業・こんにちは赤ちゃん訪問事業の委託等	32
(5) ハローベビー教室・パパママ学級の委託	32
(6) 妊娠・出産どうしようコール事業	32
(7) 育児支援ガイドブックの作成・配布	33
3 発達相談	34
(1) 子どもの発達相談	34
(2) 巡回訪問事業を通じた保育園等へのコンサルテーション	34
(3) 関係機関との連携	35
(4) 障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する相談支援事業	35
(5) 5歳児健康診査事業	35
4 金町子どもセンター	36
Ⅲ 葛飾区児童相談所との連携	37
1 指揮系統の一元化	37
2 双方の機能を生かした連携	37
3 効率的・効果的な運営	38
用語集	39

I 総論

第1章 策定の目的

本区では、令和5年度に児童相談所を区内に設置する準備を進めています。そこで、子どもとその家庭の支援に欠かせない児童相談所と子ども総合センターとが、共に区の組織として両輪となって連携し、最善のサービスを提供することを目的に、両組織が運営計画を策定することにしました。本計画は、そのうちの子ども総合センターに関するものです。

令和2年に、子ども総合センターが係属していた児童が重篤なけがを負う事案が発生しました。本区では、事案の重大性に鑑み、子ども総合センターの行った対応を検証し、課題を洗い出して、改善と再発防止のための対策を講じることを目的に、同年10月に「葛飾区児童虐待事案検証委員会」を設置しました。検証委員会は、検証結果を令和3年8月に報告書としてまとめたところです。

この検証報告書では、子どもと家庭の支援を担うに当たり、虐待が疑われるような事案におけるリスク判断、支援方針の策定やその見直し、児童相談所や保育所等との連携のあり方等についての改善すべき点を指摘し、今後の子ども総合センターや区行政、地域社会のあり方等が提言で示されています。

本計画の策定に当たっては児童虐待事案の防止及び重篤な結果の発生を防ぐための対応と改善に、この検証委員会の指摘や提言を踏まえた取組を盛り込んでいます。

子ども総合センターは、児童相談所との連携を深め個々の事案を共有し、ともに対応することで、子どもをしっかりと守るとともに、子どもとその家庭に寄り添い、抱えている悩みや課題を一緒に考え解決する組織として、かつしかの子どもたちの未来を支えていきます。

第2章 子ども総合センターの概要

1 施設の概要

施設規模の概要

所在地	葛飾区青戸四丁目15番14号（健康プラザかつしか内）
面積	2,597 m ²
窓口等	1階 子育てひろば（地域子育て支援拠点）「いろは」、親子カフェ「アリス」【特定非営利活動法人による運営】 2階 子ども総合センター（子ども家庭係・母子保健係・発達相談係）
主要交通機関	京成線（最寄駅：青砥駅）



健康プラザかつしか 正面入り口付近

(参考) 金町子どもセンター

所在地	葛飾区東金町3-8-1
面積	地上2階建て 321.78㎡
主要交通機関	JR線・京成線(最寄駅:金町駅)

子ども家庭支援課金町子どもセンター係として、相談業務や、地域子育て支援拠点等の業務を行っています。

根拠法令

葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例

葛飾区金町子どもセンター条例

2 沿革

東京都では、児童虐待件数や養育困難家庭の増加により、児童相談所だけでなく、地域の中で身近な悩みに対して相談支援を行っていく体制を築くことを目指して、都内市区町村に対して平成7年から「子ども家庭支援センター」の設置への働き掛けが始まりました。本区も児童虐待に対応する専門的な機関の設置の準備に取り組み、平成15年に子ども家庭支援センターを開設しました。

そして、葛飾保健所の老朽化に伴う施設の建て替えの際に、妊娠が判明した時点から、18歳未満の子どもを養育する家庭に対して、切れ目ない支援を実現するための新たな組織の創設が検討されました。

平成23年度から子ども家庭支援課が新設され、同年7月から子ども総合センターとして業務を行うこととなりました。

年表

平成15年10月	青戸子ども家庭支援センター開設
平成18年4月	葛飾区要保護児童対策地域協議会設置
平成23年4月	子ども家庭支援課を新設し、子ども家庭係のほか、母子保健係、発達相談係、金町子どもセンター係で構成する組織に改正
平成23年7月	子ども総合センター開設 保健所との複合施設である現庁舎に移転し、子ども総合セン

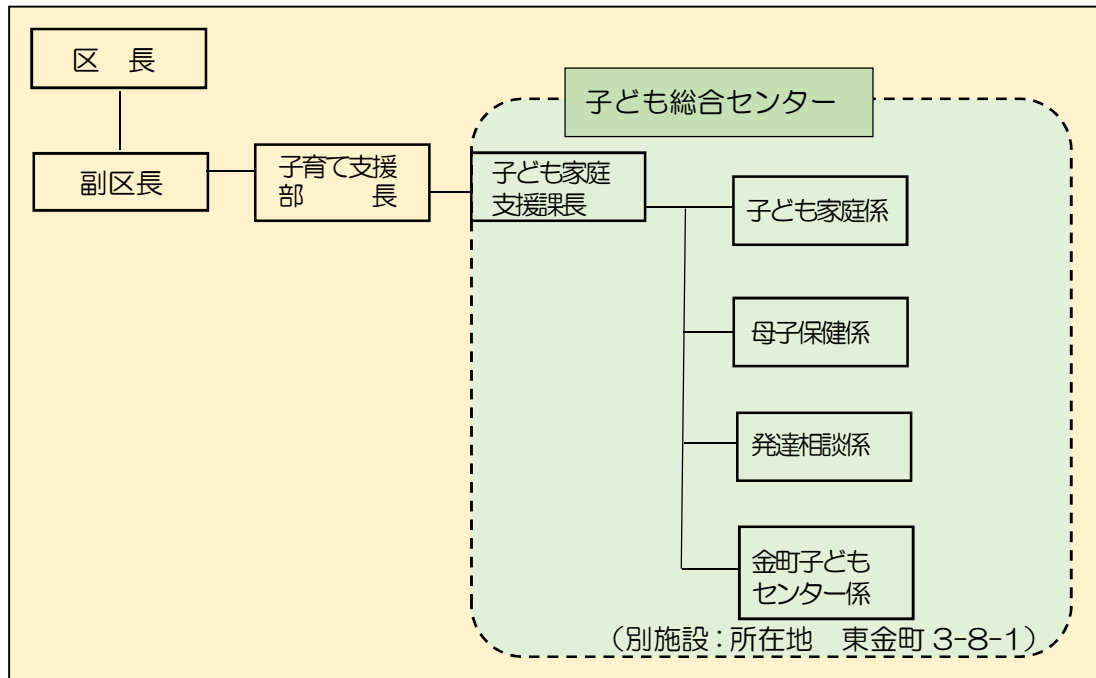
ターは「市区町村子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代
包括支援センター」の両方の機能を同一の場所を実施運営を
している先駆的自治体として、運営を開始

平成 27 年 4 月

モデル実施期間を経て、5 歳児健康診査を全国に先駆けて開
始

第3章 組織体制

1 組織図



令和5年度の葛飾区児童相談所開設後の組織図については、「葛飾区児童相談所・一時保護所運営計画」を参照

2 子ども総合センター（子ども家庭支援課）各係の主な所掌事務

名称	職種・職員数等	主な所掌事務
子ども家庭支援課長	事務1	<ul style="list-style-type: none"> 課内統括 関係団体との連絡調整
子ども家庭係	係長・主査：事務1、 心理1、福祉5 係員：事務2、福祉7 会計年度任用職員： 専門相談員（心理・福祉）6（相談補助員）3 計25	<ul style="list-style-type: none"> 課内庶務 子どもと家庭に関する総合的相談対応 児童虐待対応 （要保護児童対策地域協議会運営、ソーシャルワーク、ショートステイ・トワイライトステイ事業、要支援児童一時預かり事業等）
母子保健係	係長：保健師1 係員：事務3 計4	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康診査事業 母子保健指導事業 母子医療給付事業 特定不妊治療費助成事業
発達相談係	係長：福祉1 係員：福祉1、 心理1 会計年度任用職員： （発達支援専門員～主任心理2・主任言語1、心理12、福祉3）18 計21	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達に関する相談対応 巡回訪問事業 5歳児健康診査事業
金町子どもセンター係	係長：事務1 係員：福祉2 会計年度任用職員： （児童指導）3 計6	（別施設 所在地は東金町3-8-1） <ul style="list-style-type: none"> 子育てひろば事業（地域子育て支援拠点） 子育て相談事業 子どものひろば事業（小・中学生、高校生の遊べる環境と居場所の提供）

令和3年10月現在

※今後、法改正や相談件数に変動が生じた場合は、あらためて適正な職員数を算出するとともに、引き続き必要な職員確保に努めます。

第4章 職員の確保・育成・定着及び職場環境の整備

子ども総合センターの職員がサービスを提供するに当たっては、子どもの置かれた環境を的確に捉え、その家庭に最も効果的な支援を選択することが求められるため、豊富な知識や経験に基づく高いスキルが必要です。

本区では、相談や通告の件数増だけでなく、支援すべき内容の複雑化に合わせた対応をしていけるように、平成30年度以降、職員の増員を図ってきました。

しかし、令和3年8月に示された葛飾区児童虐待事案検証委員会の検証報告書では、児童が重篤なけがを負って入院した要因について、児童や家庭に対するリスク判断の際に、関係機関との情報共有不足や職員の欠員等が生じた場合に、組織として十分な対応が取れているとは言い難かったことが指摘されています。

経験や知識を有する職員の育成に時間が掛かる反面、相談件数が増加を続ける中で、十分な人員・組織体制の構築が難しくなり、対応が後手に回ってしまった結果を受けて、区が子ども総合センターの改善に向けて早急に取り組むべきこととして、次の点が提言として示されました。

- ①組織的にリスクを判断し、支援方針を策定し実行する体制整備
- ②適切に相談や支援をするための職員体制の確保
- ③児童相談所との連携強化
- ④家庭の養育を支える支援策の充実

これらを踏まえ、以下のとおり、職員の人材育成、人材確保や職員配置の充実について進めていきます。

1 求められる職員像

子ども総合センターの主たる役割は、地域の中で子どもと保護者が安全に安心した生活を送れるよう支援することです。

しかし子どもの安全が脅かされる状況がある場合には、子どもと保護者の分離等を含めて家庭に介入する児童相談所と迅速に連携して対応しなければなりません。

子どもの安全に対して正確で迅速な判断を行っていくために、次のような職員像が求められます。

- ① 支援を必要とする子どもや妊産婦等の最善の利益を確保する意識を常に持っている。
- ② その時々状況を適切に把握したうえでアセスメントを行い、将来を見据えた的確な判断やアプローチができる。
- ③ どのような場面でも臨機応変に冷静に対応できる。
- ④ 他職種や関係機関等とチームワークを築き、協調性をもって業務を遂行できる。
- ⑤ コミュニケーション能力が高く、様々な課題を抱えた子どもや家庭と一緒に課題解決に向けて考えることができる。
- ⑥ 専門性と技術の向上のため常に研鑽し努力を怠らない。

2 研修体制

子ども総合センターは、子どもや保護者、親族だけでなく、子どもや家庭を心配する近隣住民や関係機関が安心して気軽に連絡や相談のできる施設でなければなりません。

また、子ども総合センターは、要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割も担っています。これらの機能や役割を十分に果たすことができるよう、以下のように職員育成のための研修等に取り組みます。

職員は、本区の子育て支援施策のみならず、低所得者や障害者、高齢者などへの福祉施策、教育に関する施策等を熟知する必要があります。

これらを備え、俯瞰的な視点で支援を展開できる福祉専門職の計画的かつ継続的な育成が必要です。児童福祉にとどまらず、幅広い福祉分野に関する知識と、支援に必要な技能を向上させるための専門研修を受講できる機会を確保します。

具体的には、東京都や特別区職員研修所などで実施されている専門研修への

参加を推進するとともに、日々の業務の中で課題に感じたことを題材にしたOJT研修など、全ての職種や職層及び多様な経験年数などを考慮した重層的な研修体制を構築して、職員の希望に応じて幅広く柔軟に研修を受講できるようにします。

その際には、どのような背景を持つ家庭にも対応できるよう公的機関にとどまらず、民間が主催する福祉専門職向け研修や、オープンカレッジなどの活用も含め、多様な視点や価値観の取込を意識した育成に取り組みます。

また、職員の異動に当たっては、本人の希望を考慮しつつ、計画部門なども含め配置転換を行い、様々な経験を積ませることにより、職員の能力向上を目指していきます。

加えて、本区の児童相談所が開設された際には、児童相談所と子ども総合センターのお互いの役割を十分に理解するための共同研修の実施や、ケース会議や事例検討会への相互参加を進めていきます。

3 職員の体制

(1) 職員配置と人材確保

子ども総合センターで行う業務は、専門的な知識を求められるだけでなく、深刻な事情や悩みを抱えた方など、クリティカルな状況での対応が多く、常に重い責任の中で緊張を強いられます。そのため、社会福祉士・保育士・心理士等の専門職がチームとして一体となって業務に取り組めるように、担当地域ごとに最適なチーム編成をして、様々なケースに即応できるように配置していきます。

また、新規相談件数と活動実績数は年々増加しています。こうした状況に対応し、適切な相談活動及び家庭支援を行うことができる体制を確保するため、国が掲げる「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の考え方も参考として、適正な職員配置を進めます。

さらに、中長期的な視野を持った人事管理として、人事所管部門と福祉専門職を配置する各部門が連携し、計画的な育成と配置の検討を進めています。

経験や専門分野などを考慮したバランスの取れた職員配置に必要な人材確保に当たっては、経験者採用を含めた計画的な採用の方法を検討していきます。

万一、突発的な欠員などで年度内に相談員の補充が必要になる状況が生じた場合には、庁内関係各課と協力し、他の行政サービスの低下が生じないよう留意しつつ、全庁から子ども総合センターの児童相談業務経験者を応援職員として配置するなど、安定した業務が行える体制を構築していきます。

子ども総合センターが受け付けている新規相談件数、
延べ活動実績及び相談員数

	新規相談件数 (うち虐待相談件数)	延べ活動実績	相談員数 (うち前年比増数)
令和元年度	1,764 (313)	23,372	13 (2)
令和2年度	2,562 (624)	45,627	15 (2)
令和3年度 (1月まで)	2,184 (732)	78,522	18 (3)

(2) 最前線の職員のサポート体制

直接相談支援業務を行う職員に対し、指導や助言を行うほか、業務の進行管理などを支援するスーパーバイザー（指導者）の配置は極めて重要であることから、「相談支援業務」を熟知した係長級の専門職員をスーパーバイザーとして配置します。

スーパーバイザーは、指導や助言（スーパーバイズ）をしながら業務のサポートに当たりますが、スーパーバイズ以外の業務量が過剰にならないよう職務の役割分担等も見直しを行います。

併せて、東京都が市区町村の子ども家庭支援センターの相談力強化のために東京都の児童相談所のスーパーバイザーを派遣する制度など、既存の経験豊富な専門職による援助を活用する仕組みを取り入れていきます。

また、本区の児童相談所が開設した際には、そこに配置が予定されている、職員支援を専門に行う「(仮称)支援者支援コーディネーター」の活用も図ります。

第5章 ICTの活用

子ども総合センターでは、子どもやその家庭に関する様々な相談を受けています。一方で、相談件数は年々増加し、その相談は複雑で困難な内容のものが多く見受けられます。相談対応においては、虐待事案の深刻化を防ぐうえでも、より迅速に、効果の高い支援の実施が必要です。

そのため、ベテランから新任まで様々な職員を抱える子ども総合センターの業務において、ICTを積極的に活用し、新任職員には虐待リスク判断ツール等による業務支援を行い、端末の持ち出しや文字起こしツール等の活用で、事務効率化を図るなど、職員を支え業務の質を向上させる検討を進めていきます。

また、同様に子どもの安全、安心を守る組織である葛飾区児童相談所と子ども総合センターが両輪として対応していけるよう、児童相談所開設準備室と協議を重ね、ICTの導入、活用を行います。その内容については、児童相談所・一時保護所運営計画のP18～P19「2 組織対応力を向上させるICTの導入」をご参照ください。

ただし、ケースの情報によっては、各部署の情報閲覧の範囲を限定する場合もあるため、システムの利用者権限の設定により管理し、必要な情報に限り共有することとします。

1 児童相談システム

今後、現在使用している「児童相談システム」の機能を拡充し、児童相談所・一時保護所でも共有します。

子ども総合センターと児童相談所・一時保護所がスムーズに連携するには、お互いが持つ情報の詳細な把握が不可欠です。深刻な虐待が予想される場合に行う子ども総合センターから児童相談所への「援助要請」や「送致」などの手続きに当たっては、それまで子ども総合センターが蓄積してきた子どもやその家庭、関係機関との関わりなどの情報を、漏れなく迅速に共有することが重要です。

また、一時保護所や児童養護施設等からの子どもの家庭復帰においては、一時保護中や、施設等入所中の状況が大切な情報となります。

システムを共有することで、子ども総合センターと児童相談所・一時保護所の間で、正確な情報共有が実現できるだけでなく、運用にかかる経費の削減も実現します。

2 他システムとの連携

(1) 区役所内の他業務システムとの連携

業務においては、相談や通告のあった子どもやその家庭について、対応方針の検討、虐待の予防、リスクアセスメント、子どもや家庭の状況把握等のため、情報を迅速に幅広く収集する必要があります。それにより、効果的かつ効率よく支援することが可能となります。

特に、区の児童相談所の開設後は、子ども総合センターをはじめ、子育て、福祉、保健、教育といった区の関係所管とより深く連携することで、情報収集の迅速化や正確性向上が可能になります。

システム連携によるメリットを享受するため、現在連携していない既存の他業務システムで管理する情報についても、必要に応じて連携を進めます。

連携に当たっては、対象の情報の重要性や閲覧頻度、既存の共通DBシステムでの連携の有無、対応にかかる改修コスト等を児童相談所開設準備室と協議を重ねながら、システムによる自動連携、権限付与による既存システム参照等の手段を組み合わせ、最適化を図っていきます。

連携・参照を予定する主な他業務システム

システム名	主な連携情報
住民基本台帳システム	氏名、生年月日、住所、異動（転出等）
税情報システム	申告有無、課税・非課税区分
福祉総合システム	各手帳（療育、身体障害者）等級
子育て支援総合システム	教育・保育給付認定区分
児童システム	児童扶養手当該当事由、該当年月日
保健所業務システム	健康診査・保健指導・予防接種受診歴
生活保護システム	受給開始・廃止年月日
学務システム	学校種別、学年、学校名称

(2) 要保護児童情報共有システム

現在、要保護児童等が転居した場合にその情報を自治体間で共有できるシステムを国が構築中であり、本区においても児童相談所開設時に利用開始予定です。

切れ目のない支援を実施するためには、他自治体の係属状況の把握が必要であることから、子ども総合センターでも利用を開始します。

(3) 母子保健情報の全国連携

母子保健分野では、保健所業務システムの利用や保健センターとの連携を含め、妊娠、健康診査等の情報を活用し、母子の健康や安心した妊娠・出産への支援を実施しています。

今後、母子保健情報の更なる活用を図ることで、児童相談所との情報連携に繋がります。また、子ども総合センターと児童相談所においては、転入や里帰りした場合や、係属している家庭が転出した際にも、自治体間でそれらの情報を的確に引き継ぎ、切れ目のない支援を実践します。

Ⅱ 運営方針

第 1 章 運営方針

子ども総合センターは、子ども家庭支援課長の下で、子ども家庭係・母子保健係・発達相談係・金町子どもセンター係の 4 係で構成されています。

子ども総合センターには様々な相談が寄せられますが、これに対して各係が連携し、多角的な視点に基づく一体的な支援を提供しています。

子ども総合センター全体の運営方針は以下のとおりです。

1 基本方針

(1) 子ども総合センターの基本理念

葛飾区は、子育て施策の推進を重要な施策に位置付け、これまでも、様々な子育てサービスを推進してきました。

中でも、子ども総合センターは、子ども及びその家庭に係る総合的な支援を行うことにより、子どもが適切な養育を受け、健やかに成長していくための支援と環境の形成に寄与することを目的に設置されています。

平成 28 年度には、児童福祉法が改正され、「全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、心身の健やかな成長、発達、自立を図ることなど等しく保障される権利を有する」ことが明記されました。

この児童福祉法の理念に基づき、次代を担う子どもたちが、健やかに成長し活躍することができる葛飾区の実現を図ります。

したがって、子ども総合センターでは、児童福祉法の理念を基本としつつ、「子どもと家庭を、支えていく、寄り添っていく、見守っていく」を運営の基本理念と位置付けます。

主な取り組み

- ①養育困難家庭などに対する対策強化
- ②産後うつや育児不安等、育児支援が必要な家庭の早期把握と早期支援
- ③保護者と子どもの心身の健康の増進
- ④子どもの発達や障害に関する相談・援助
- ⑤子育て中の保護者が気軽に集い、学び支え合う場の提供
- ⑥児童相談所との緊密な連携による児童虐待の防止

(2) 今後の展望

令和5年度の児童相談所・一時保護所の開設と合わせて、区が行うべき児童福祉業務に関する役割分担について庁内関係所管と調整を行っています。

子ども総合センターにおいても、子どもや家庭の支援に必要な業務が、従来行っている業務からより発展的に活動できるように、役割分担の調整を行います。

また、葛飾区児童虐待事案検証委員会の検証結果報告も踏まえ、子ども総合センターの機能と体制の強化・拡充を図るとともに、これまで培ってきた経験やノウハウの継承、関係機関との連携体制の更なる強化を図ります。

①子どもと家庭の支援

主に子ども家庭係が担っている児童虐待の予防や重篤化防止に関する業務では、困難な状況にある子育て家庭や孤立・孤独の中で子育てをしている家庭を早期に発見するアンテナ機能を地域全体で高めていくことが必要です。子ども総合センターは、地域からの通報により発見した際に迅速に支援・援助を行い、重篤な場合は、児童相談所の介入を要請します。このように地域と子ども総合センターに加えて、児童相談所の三者による緊密なネットワークを構築していきます。

また、要支援であるにも関わらず、支援を受けることに消極的な家庭に対しても、地域からの協力も得ながら、子ども総合センターは継続的な家庭訪問による支援を行うなど、地域で見守る仕組みを確立します。

②母子保健

母子保健の業務では、安心して子どもを産み、育てるために必要なサービスを提供しています。

子どもたちが健やかに成長するために、その保護者が安心して子育てに取り組めることが重要であり、そのためには、事業の隙間からこぼれ落ちることがないように子ども総合センターでは、国が定める母子保健事業だけでなく、全国に先駆けての5歳児健康診査事業を実施しているほか、精神科医師や臨床心理士等と子育ての仕方を一緒に考える「親と子のこころの相談室事業」のような区の独自事業も展開しています。このように、母子保健事業は保健と福祉のバランスを取って事業を構築しています。

今後の社会状況やニーズの変化に応じた母子保健事業の展開を図るため、より効果的な実施体制について健康部とともに検討していきます。

③発達相談

発達相談係は、保護者が「我が子の育ち」についての疑問や不安を感じる場合に、その子の成長のために必要な関わり方や、特別な支援が必要な場合の手続きなど、相談を受けた子ども一人一人の状況に応じた、適切な助言を行います。そのために、相談事例の検討やOJT研修を通して日々面談技術を高めていきます。

また、子どもの状況に応じては療育機関を利用することがあることから、保護者が利用を希望した場合には、不安なく利用ができるよう区内外の療育機関との連携・協力関係を深めます。

④区立児童相談所との連携

令和5年度に葛飾区が児童相談所を設置する予定です。これにより、区は法的権限に基づく介入をはじめとした措置機能や一時保護機能を活用した、強制力を伴う専門的な対応を行うことができるようになります。

また、児童の安全確保のために、親子を分離する状況になった場合でも、多くの児童は家庭に戻ります。その際、子ども総合センターと児童相談所とが連携して、親子が改めて一緒に安定した生活ができるように支援します。

このように、子ども総合センターと児童相談所が、児童福祉を推し進める両輪となって、子どもの最善の利益の確保を図り、子どもや保護者一人一人の状況に合わせた切れ目のない支援を迅速かつ確実にを行う仕組みを構築します。

2 子ども家庭係

子ども家庭係は、子ども家庭係長を中心とした子ども家庭支援課の庶務担当係として、施設・設備等の維持管理、出退勤管理、課内予算の統括などの庶務

事務を行うグループと、子ども家庭支援担当係長を中心とした相談支援業務を行うグループに分かれています。

(1) 庶務グループ

①事業の目的

- 子ども総合センター全体の管理を適切に行うことで、利用者が安心して子ども総合センターを利用できるようにするとともに、子ども総合センターのすべての職員が意欲的に仕事に取り組めるように調整や職場環境の整備を行うことを目的としています。

②運営に対する方針

- 施設の来館者、職員の双方が、安心して施設を使用できるよう、施設の環境を整えます。
- 子ども家庭支援課の事務の取りまとめや調整を行うことで、事業を円滑に進めます。
- 子ども総合センターのすべての事業の内容を精査しながら、適時適切な予算の執行を行います。

(2) 相談支援グループ

① 事業の目的

- 子ども総合センターが葛飾区の子どもと保護者にとって信頼され、子どもの安全に関する相談や情報を集約しながら、実施する支援やサービスを適切に提供することを目的とします。

② 運営に対する方針

- 学校や保育園など児童に関わるすべての機関に児童の安全確保や見守りを働き掛け、子どもと家庭に関する課題の早期発見・早期対応に取り組みます。また、育児不安や孤独感などに悩む保護者に対する相談体制を充実させることにより、児童虐待などの深刻な事態を未然に防止します。
- 虐待に関する通報や相談があった場合には、子どもの安全を確保できるよう緊急対応を行うとともに、地域で生活していくために必要な子ども及び家庭を支援する在宅サービス等の提供や調整、時には保護者に対するカウ

ンセリング、子どもに対する心理的ケアを実施し、安定した家庭生活の構築と維持を支援します。

- 要支援家庭や特定妊婦が置かれている困難な状況を改善するために、地域や関係機関と連携をし、各種サービスを活用できるようにコーディネートを行います。
- 平成 16 年（2004 年）の児童福祉法改正に伴い、市区町村子ども家庭支援センターは、児童相談所とともに、児童虐待通告窓口となっています。併せて、虐待防止のための地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会の調整機関となっています。この調整機能（後述 25 ページで挙げられている要保護児童対策地域協議会で述べます。）を発揮して子ども総合センターは、児童相談所をはじめ、地域の様々な関係機関が連携し、児童虐待の発生を防ぎます。
- 子育て相談のような子どもと家庭が抱える問題に、相談者と一緒に考え、解決へ向けて対応します。さらに、子ども家庭係の既存の在宅サービスの拡充やボランティアの活用という在宅生活を支える支援策を充実させていきます。

③ 将来に向けた支援の充実

- 子ども総合センターは、児童虐待の防止とその家庭の支援をしており、子ども家庭係が中心的な役割を担います。しかし、すべての子どもと家庭を子ども総合センターだけで永続的に見守ったり、支援を実施したりすることは困難であり、子どもとその家庭を支えるためには、地域や関係機関との連携が不可欠です。保護者や子どもにとって地域の方々や関係機関は身近な存在であることから、虐待を受けていると思われる子どもを早期に発見しやすい存在でもあります。こうした見守りや早期発見のしやすさなど、機関ごとの特性を生かした地域における支援体制の構築と発展を図っていきます。
- 地域の子育て機能を生かす支援体制の拡充を検討するうえで、児童虐待の専門機関以外に支援のすそ野を広げることも大切です。それに当たっては、ボランティアの力も生かしたいと考えています。特に若い世代の力は、子どもたちにとって親しみを持てる存在であり頼りがいがあります。例えば、大学生をボランティアとして受け入れ、支援を要する家庭で生活する子どもが学生と関わり、子どもの生活経験を豊かにさせることができる事業として実現を図ります。
- 子どもが家庭で安心して暮らすには、保護者自身の安定が最も大切です。

保護者が子育てに困ったとき、子ども総合センターが保護者にとって気軽な相談先となるために、保護者と一緒に悩み、考え、保護者が自ら選択しやすくなるよう支援し、安定した生活を営めるよう、保護者支援の更なる充実を目指します。

- 保護者支援においては、区職員による支援活動のみならず、地域で活動する地縁団体・民生委員・児童委員やボランティア団体などの協力を得ながら、本区の実情にあった事業を展開することで、地域の見守り力や子育て力の向上を図ります。具体的には、ホームスタートなどにおけるボランティア育成のほか、子育て支援部全体で、子ども食堂などのボランティア団体への活動支援を行うとともに、支援者と支援を必要とする方のコーディネートを行います。そして、地域全体で、家庭や子どもを温かく見守り、支える「まなざしづくり」を推進します。
- 児童福祉法第1条で「適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること」の理念が定められ、また、子どもの権利に関する条約に掲げる子どもたちの主な権利として、①生きる権利・育つ権利、②意見表明権、③教育を受ける権利、などがあります。

子ども総合センターは、地域社会で子どもの権利擁護を大切にするようになっていくため、児童福祉に関わる関係機関や保護者、地域の方々に対して、児童虐待や体罰防止といった子どもの権利擁護に関する講演会等を通じて、啓発を促進していきます。

3 母子保健係

① 事業の目的

- 母子保健係では母子健康手帳や各種健康診査の受診票等の交付のほか、相談・家庭訪問といったサービスを行っています。特に、母子保健相談は、子ども総合センター内だけでなく、保健センターや児童館・子ども未来プラザ等と連携しながら、妊娠期から就学前までの切れ目ない支援を実施することで、葛飾区版ネウボラ的一端を担っています。

また、少子化が進む中、区民が安心して妊娠・出産に臨み、子育てに取り組めるように、職員一人一人が、制度を活用し、区民に寄り添ったサービスの提供を目的とします。

② 運営に対する方針

- 母子健康手帳や妊婦健康診査の受診票等の交付や、医療費に関する事務を円滑に行うための体制を整備します。保健所、青戸保健センターと同じ建物内に存在する特性を活用し、ワンストップ的な対応を意識して、子育ての悩みの相談に応じて、適切に関係部署に引き継いでいきます。
- 妊娠や出産に関する相談について、健康部をはじめ他の関係機関と連携を取りながら、妊娠や出産の不安の解消や生活の安定に向けて的確に対応します。地区担当保健師や子ども家庭相談員との緊密な情報共有をするとともに、速やかな対応が必要な特定妊婦や健康診査未受診者等の情報連携体制については、保健所業務システムを有効に活用していきます。
- 母子健康手帳の交付を受けたらすぐにゆりかご面接やサービスが受けられるように、区民が利用しやすい環境を整えます。

③ 将来に向けた支援の充実

- 妊娠届出情報や母子健康診査情報の管理をしている保健所業務システムと児童相談システムや区児童相談所開設時導入の児童相談所システムを連携し、特定妊婦や健康診査未受診者などの支援が必要な家庭情報を共有することを検討します。システムで必要な情報を共有することで、子ども家庭係相談員と地区担当保健師の状況確認や、支援方針の決定を迅速にし、相互理解を深めながら機敏に対応します。
- 居所が定まらずに転出入を繰り返す要支援家庭であっても、全国の自治体からの母子保健情報を得ることにより、転入前の情報を引き継ぎ、支援サービスが途切れないような仕組みを作ります。
- 母子健康手帳を交付する際、特定妊婦等を早期に把握して支援することは極めて大切です。そのためにも母子健康手帳を交付する際、同時に安心してゆりかご面接が行えるように体制を整備していきます。

4 発達相談係

① 事業の目的

- 発達相談係は、子どもの成長発達に関する相談を受けて、適切な助言や指

導を行います。

子どもが乳幼児期から就学期への移行がスムーズにできるように、幼稚園・保育園等への巡回訪問事業や5歳児健康診査事業等を実施します。

保護者が子どもの育てづらさや発達の課題を感じている場合、育児負担や不安等から心身へ負荷が生じることがあります。そのため、保護者自身も葛藤し、疾病等心身の不調に繋がることも少なくありません。

相談時には、保護者が子どもを理解する過程で丁寧に寄り添い、子どもに合った育児方法を考えます。そして、保護者と子どもがともに安心して成長できるよう支援します。

② 運営に対する方針

- 保護者からの相談に対して、速やかに対応できる体制を整えます。
- 幼稚園・保育園等から、子どもの特性による課題に対応した保育方法への助言等の要望に対して、速やかに対応できる体制を整えます。
- 5歳児健康診査事業を行うなかで、幼児期の発達について保護者の疑問や不安に寄り添いながら対応します。
- 療育等個別な支援が必要な子どもが、適切な支援に繋がるよう、幼稚園・保育園や保健センター、療育機関、医療機関等の関係機関とともに支援する体制を整備します。

③ 将来に向けた支援の充実

- 葛飾区では、発達に課題がある又はその疑いがある子どもが自身の持つ力を生かして生活していけるように、支援する各機関が持っている情報を、保護者を介して共有します。そのため、支援に活用することを目的としたアイリスシートの作成を保護者に推奨します。
- 幼稚園・保育園等や療育機関で作成した内容が、就学時に保護者から教育委員会へとの的確に共有され、その子の特性を理解した教育や指導を子どもが受けられるようになることが必要です。そのためには、子どもを取り巻く関係機関がアイリスシートを有効活用できるよう、アイリスシートの作成を行う支援者に向け、子どもの様子や課題を引継先に的確に伝える技術を向上させる研修を充実させます。
- 幼児期版のアイリスシートから学齢期版アイリスシートへの移行がスムーズに行われ、発達の課題に対応した指導が教育委員会に引き継がれるようにすることが必要です。それにより、子ども自身にとっても課題への対処

がしやすくなることを保護者に対して周知します。さらに、療育機関・教育機関等と、保護者の利用しやすさの観点から定期的にアイリスシートの書式の見直しをします。

第2章 所掌事務とその展開

第1章では、各係の運営方針を示しましたが、第2章では各係の実際の事業に関する所掌事務と展開について示します。

1 子どもと家庭の支援

子ども総合センターは、不安や悩みを抱える子どものほか、育児に関する不安や子育ての悩みを抱える保護者、あるいは子どもと家庭が属する地域や機関から寄せられる情報を基に、相談支援を行います。

その中で、保護者の置かれている状況や背景を理解し、つらさに寄り添い、努力に対しては、ねぎらう姿勢を示していくことで、保護者との間に信頼関係を築き、支援を進めていきます。必要に応じて適切な機関を紹介することにより、問題が深刻化することを防止します。

相談方法

- 面接相談：子ども総合センターの面接室で面談を行います。
- 電話相談：子どもや保護者、親族などからの電話で相談を受けます。
- 訪問相談：状況により、家庭へ訪問し、面談を行います。
- メール相談：メールで相談を受けます。

一方、危機的な状況に子どもたちがおかれている場合、多くは電話による通告として情報が寄せられます。その場合、子どもの安全確保を優先します。なお、通告を受けた際の流れは以下のとおりです。

通告の受付

通告を受けた場合には、子どもが危険な状況にあるか否かの聞き取りを可能な限り行うとともに、誰が通告したかという秘密は、守られることを説明し、通告者からの理解と協力が得られる取組を行います。



情報収集と子どもの安全確認

虐待の通告を受けた後、必要な情報を収集します。また、子どもの安全確認を 48 時間以内に行います。

子ども総合センターの職員、あるいはその職員の依頼により子どもが所属する機関の職員が子どもの安全確認を目視により行います。



緊急受理会議<随時開催>

必要な情報を収集し、会議を開催します。

初期の段階で子どもの安全確保を徹底するため、緊急に児童相談所へ送致すべきケースかどうかをまず判断します。必要な場合、速やかに児童相談所へ送致する旨を連絡し、送致書の作成と送付を行います。

そのほかに、担当者や確認すべき調査事項などを決めます。決定の際には、東京都福祉保健局作成の「子供家庭支援センターと児童相談所の共有ガイドライン」に挙げられている「安全確認チェックリスト」を用います。

決定事項を会議の場で記録します。会議中に決定できなかった事項は、その事項と決定すべき期限も含めて記録します。



子どもや保護者面接と調査

子どもの所属先へ訪問し、子どもと面接を行います。そこで、虐待の事実や子どもの意向などを確認します。そのうえで、家庭訪問等により保護者と面接を行います。そこで、虐待の事実や保護者が抱える課題について聞き取り、保護者への指導や助言を行います。

また、子どもや保護者面接のほか、支援方針の決定に必要な情報を把握するため、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用して調査を進めます。



受理会議〈週1回開催〉

受理会議開催までの間で得た調査結果を踏まえ、情報の整理やリスクアセスメントの確認を行い、子どもと家庭に対する最も効果的な支援方針を決定します。

受理会議の結果、支援方針として児童相談所による関わりが必要と判断したケースは、その旨を速やかに児童相談所へ連絡し、文書の作成と送付を行います。



支援の実施

関係機関とともに、子どもが安全に生活を送れるようになるための支援を実施します。

また、対応が困難なケースは、援助調整会議を実施し、関係機関との間で役割分担や支援方針の調整をします。



関係機関が連携・協力し子どもと家庭への支援を実施

◆児童虐待の重大事案を発生させないためのケース進行管理の再徹底

①対応の初期段階におけるケースの進行管理の再徹底

受理直後に虐待のリスクが高いケースや、虐待状況の把握に不明点が多いケースは、受理会議開催後、一定期間の間に、虐待のリスクについて再度、アセスメントを行い、対応の進行管理と調査すべき項目を確認します。

②定期的なケース対応の再点検

(ア) 3か月ごとに担当地域別で、ケースへの支援状況の確認と今後の対応を再点検します。再点検では、虐待のリスクの再評価と当初決定した支援方針が適切か検討し、必要に応じて支援方針の変更を含めて検討します。

(イ) 進行が滞っているケースの有無も確認します。滞っているケースがあった場合には、対応方法の再確認を行います。必要に応じて担当者以外の相談員により、応援体制をとって対応します。

③確実な記録入力 of 徹底

緊急受理会議、受理会議、援助方針会議、各進行管理において、ケース担当者以外を記録者として定め、決定事項を記載します。

(1) 要保護児童対策地域協議会

地域で保護や支援を必要とする子どもとその家庭の早期発見・早期対応を行うためには、子どもと家庭に関わる様々な機関がネットワークを作り、見守りや支援を行う必要があります。

子どもを守るネットワークとして児童福祉法に定められた要保護児童対策地域協議会は、子ども総合センターが調整機関となっています。

① 構成機関

児童虐待の防止等に関する法律の第5条では、子どもに関わりのある機関には、児童虐待の早期発見に努める義務があると定められています。特に、教育機関や保育園といった子どもの所属している機関では、虐待を受けてい

と思われる子どもを早期に発見しやすい存在でもあります。そうした特性を踏まえ、葛飾区要保護児童対策地域協議会の構成機関となっただいています。構成機関は、以下のとおりです。

名	称
東京都足立児童相談所	
警視庁生活安全部少年育成課	
警視庁葛飾警察署	
警視庁亀有警察署	
葛飾区教育委員会	
葛飾区	
葛飾区医師会	
葛飾区歯科医師会	
葛飾区社会福祉協議会	
社会福祉法人共生会希望の家	
社会福祉法人東京愛育苑東京愛育苑向島学園	
子どもの人権専門委員（人権擁護委員）	
葛飾区民生委員児童委員協議会	
葛飾区私立保育園連盟	
葛飾区私立保育園経営者協議会	
葛飾区私立幼稚園連合会	
葛飾区私立学童保育クラブ連合会	

構成機関の間では、児童福祉法の定めにより、保護者の同意を要さず、子どもや家庭の状況等について情報提供や情報交換が行えます。このため、個人情報の守秘義務違反に問われることなく、適切に情報共有ができます。ただし、協議会の構成員等が正当な理由なく職務上で知り得た秘密を外部に漏らすことは禁じられています。

② 会議体

◆会議体の種類

- 代表者会議 行政、教育、警察、医師会、民間児童福祉団体などの関係機関の代表者が集まり、年間の事業状況の報告や情報共有を行います。年1回開催されます。
- 実務者会議 実際に支援を行う実務者による会議です。定例的な情報交換や要保護児童等の実態把握、各機関の役割の確認等を行います。
- ・ 進行管理部会：子ども総合センター・児童相談所
 - ・ 地区連絡部会：子ども総合センター・児童相談所・保健センター
 - ・ 学校連絡部会：子ども総合センター・教育委員会
 - ・ 安全連絡部会：子ども総合センター・警察
- 援助調整会議 個別のケースについて検討するため、ソーシャルワークの実務担当者など直接ケースに関わる担当者が会議を行います。
- 児童相談所・保健センター・福祉事務所・保育園・小中学校等の関係機関と援助方法の検討・各機関の役割分担等の確認を行います。

虐待事案の検証委員会でも、実務者会議において共有すべきケースが多いことにより個別のケースについて掘り下げて情報共有できていない事実が指摘されました。

これを受けて、児童相談所との会議における情報共有について以下のように改善を行いました。

①会議資料の事前配布

実務者会議資料については、関係機関を含め、事前配布を徹底しました。事前に検討すべきケースを各機関が把握でき、該当ケースについて各機関が保有している情報を会議当日に持ち寄ることで、当日の検討の内容を深めます。

②高リスクケースを中心としたカンファレンス

実務者会議の中でも、進行管理部会では、実際には虐待の懸念が低いケースから真に深刻な事案までを含めると、毎回数百件に及ぶケースの共有を行っています。その中で、効果的な協議となるよう、児童の生命や安全に関するリスクについて着目し、リスクアセスメントシートなどを用いて、比較的リスクの高いケースを優先的に情報共有するようにしました。

特に、リスクが高まっていると考えられるケースの対応については、組織として重点的に内容を検討し、児童相談所に対して援助要請など必要な連絡調整を申し入れる対応に変更しています。

また、葛飾区児童虐待事案検証委員会からの提言にもあった「のりしろのある支援」の実践と働き掛けを進めます。具体的には、同行訪問や個別のケースを検討する援助調整会議へ児童相談所の参加を求める援助要請などを積極的に行うことをすでに開始しています。こうした活用を図ることで複数の機関、職員で評価することに繋がります。

③ 実務者会議

(ア) 進行管理部会

児童相談所と児童虐待ケースの支援に係る状況確認や援助方針について協議する部会です。

毎回数百件に及ぶケースの共有を行なっていますが、比較的高いリスクのケースについては、詳細に協議すべく別途会議を設け、優先的に情報共有し、方針の検討をするよう改善を図りました。

(イ) 地区連絡部会

要保護児童対策地域協議会の実務者会議内に地区連絡部会を設けて、保健センター、児童相談所とともに定めた一定のルールを基に、特定妊婦や健康診査の未受診者など、保健センターのケースも含めて定期的な連絡会を行います。

(ウ) 学校連絡部会

区内の小・中学校で、家庭の状況や対人関係などで課題がある児童・生徒について、定期的に学校連絡部会を開催するほか適宜情報交換します。状況に応じて、個別検討の要否や支援導入などの対応をします。

(エ) 安全連絡部会

葛飾警察署及び亀有警察署の両警察署と、要保護児童、要支援児童、特定妊婦の支援に係る状況確認等について協議する部会です。

なお、葛飾区と警察との間において、児童の安全確保を目的とした情報交換を図ることにより、連携を強化するための「児童虐待対応の連携強化に関する協定書」及び「児童虐待対応の連携強化に関する覚書」を令和3年9月に締結しました。

④ 援助調整会議

保育園や学校など子どもと直接関わる機関との情報共有をより効果のある仕組みとするため、施設長などの管理監督者だけでなく、ケースによっては担任も交えた援助調整会議（関係者会議）を実施します。

保育園や学校などが感じ取っている危機意識に対し、子ども総合センターとの間で精緻な事実確認や、踏み込んだ意見交換をします。そのうえで、虐待のリスクへの見立てを、それら関係機関とすり合わせ、支援方針を共有します。

また、要保護児童対策地域協議会の構成員でなくとも、直接サービスを提供している機関や個人に対し、要保護児童対策地域協議会が援助調整会議の参加を認め、情報の共有と具体的な見守り方法を会議内で検討しています。

⑤ その他の会議

(ア) 民生委員・児童委員・主任児童委員

養育支援が必要な家庭への継続的な支援や、見守りなどについて、民生委員・児童委員・主任児童委員に協力を求めるなど、地域の見守り体制を強化します。

(イ) 福祉関連部門

生活保護や障害者福祉、生活困窮者支援などの福祉関連部門とは常に連携します。養育支援が必要な家庭に対しては、福祉関連部門の協力を得ながら、これら機関におけるそれぞれのサービスを含め、コーディネートしながら援助活動を実施します。

(ウ) 人権等に関する機関

子ども以外の相談を受けている人権等に関する機関とは、日頃から緊密な連携のもと情報交換を行います。これにより、これら機関から児童の養育に関する相談が寄せられた場合や、虐待が疑われる情報を得た場合には、速やかに対応することができます。

(2) 子どもと家庭への在宅サービス等の提供

保護者の仕事・入院・出産などで、家庭での養育が一時的に困難になった2歳～15歳の子どもを児童養護施設（社会福祉法人共生会 希望の家）で養育するなど、子どもの生活の安全をサポートします。

- ショートステイ事業（宿泊を伴う保育）
- トワイライトステイ事業（午後10時までの夜間保育）
※受入時間を早めることを施設と調整中
- 要支援家庭を対象としたショートステイ事業

(3) 育児支援訪問事業

特定妊婦及び養育困難・育児不安を抱える家庭へ、ヘルパーや保育士等が訪問し、家事や育児に関する相談・指導・支援を行う事業です。

事業の利用開始に当たっては、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した情報を積極的に活用します。事業を利用することによって、育児環境の調整や養育力の向上を図ります。

(4) 養育家庭制度の普及

家庭的な環境で地域生活を送ることができるように要保護児童等を養育する「養育家庭」（養子縁組を前提としない里親制度）の充実に向けて、児童相談所と協力しながら制度の普及等の活動を行います。

- 広報かつしかへの周知記事の掲載
- 葛飾区公式ホームページ掲載
- 養育家庭体験発表会の共催（東京都）

2 母子保健

(1) 母子健康手帳・妊婦健康診査受診票の交付

医療機関を受診して妊娠したことが明らかになった場合に、妊娠届出をしていただくことにより、母子健康手帳と、各種健康診査の受診票及び育児支援ガイドブック等をひとまとめにした「母と子の保健バッグ」を交付します。

妊娠届の届出場所は、子ども総合センター以外に、区役所の子育て支援窓口と休日夜間受付、保健センター、基幹型児童館・子ども未来プラザ、区民事務所など多くの窓口で対応しています。

(2) 特定不妊治療費助成事業

医療保険が適用されず高額な医療費がかかる特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する医療費の一部を助成する制度です。

(3) 母子医療給付（養育医療・育成医療・妊娠高血圧症候群等）

妊娠中に妊娠高血圧症候群等特定の疾病等により入院治療が必要になった場合や、2,000g以下で出生し、医師が特に入院が必要と認めた未熟児の場合、18歳未満の児童で手術等により確実な治療効果が期待できる障害の場合に医療費を助成する制度です。

(4) 妊娠後期訪問事業・こんにちは赤ちゃん訪問事業の委託等

区が委託した助産師や保健師が、妊娠28週～36週の妊婦や、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問して、妊娠中から産後の生活に必要な準備や体調管理、育児のための支援サービス等についての情報を提供し、その相談に応じます。

(5) ハローベビー教室・パパママ学級の委託

はじめて子育てをする母親や父親を対象に、出産に向けた準備や赤ちゃんとの生活のイメージづくりになる講座を企画して、安心して出産と育児に臨む支援をします。

教室の運営は助産師等の専門家に委託しますが、内容等については保健センターも入ってカンファレンスを行い、最新の情報を反映できるよう協議します。

(6) 妊娠・出産どうしようコール事業

妊娠が判明したことで悩みや困りごとがある方や、出産後の養育について不安がある方が安心して相談できるように、専用電話で保健師や福祉の相談員が

電話相談に応じます。

(7) 育児支援ガイドブックの作成・配布

育児支援ガイドブックは、葛飾区で利用できるサービスや妊娠から出産、育児に関する大切な情報をまとめた冊子です。妊娠届の際に交付する「母と子の保健バッグ」に同封しています。

また、最近では育児支援ガイドブックにQRコードを載せてインターネットの利用と関連付けることにより、直近の情報が直ちに手に入るよう利便性の向上を図っています。

3 発達相談

乳幼児の発達に対して不安がある保護者や保育者からの相談を受けて、子どもの発達状況に適した支援を行うため、下記のような助言や指導を行っています。

(1) 子どもの発達相談

- 電話相談 保護者や関係者からの相談を受け、相談内容に対するアドバイスをを行うとともに、相談者の希望や必要に応じ、来所による面談を提案します。
- 初回面談 来所による子どもの行動観察と保護者の面談を行います。
- 発達検査 面談の結果と保護者の意向によって、発達課題を明らかにして、支援に生かすため、検査を実施します。
- 確認面談 検査結果を説明し、今後の対応について、保護者に寄り添って話し合います。
- 継続面談 保護者の意向や、支援の必要性を判断して、相談を継続します。
- 巡回面談 巡回訪問事業を通じて対象児の行動観察を行ったうえで、保護者の相談希望がある場合に面談を行います。
- 言語検査 ことばの課題がある場合に言語聴覚士による言語面の検査（「理解力」と「表出力」）を行います。
- 言語訓練 言語訓練の必要性が認められた場合、保護者の希望によって実施します。

(2) 巡回訪問事業を通じた保育園等へのコンサルテーション

発達支援専門員が、幼稚園・保育園等に訪問し、課題がある乳幼児の観察を通して、保育者が感じる対応や指導の困難さを把握します。

保育士等と発達支援専門員による意見交換（コンサルテーション）を通じて、乳幼児の発達を促します。

- 対象施設 葛飾区内の私立幼稚園、公立保育園、私立保育園、認証保育所、その他区長が必要と認める施設
※参考：令和3年度対象園 190園（分園・子ども園含む）
- 実施方法 年度当初に、幼稚園・保育園等に対して事業説明を行い、申請のあった場合に訪問を行います。

(3) 関係機関との連携

(ア) 地域療育システム検討会

発達に課題のある乳幼児やその保護者が、地域の中で充実した療育や教育を受け、いきいきと暮らせるよう支援していく方策について、区内の療育機関、幼稚園・保育園、特別支援教育に関係する学校等、区関係機関で協議をします。事務局として、区内の関係機関の連携が深まるように取りまとめをします。

(イ) 地域療育セミナー

課題のある乳幼児を支援する区内施設職員に対し、発達の理解を深め、その支援スキル向上を目的に、地域療育セミナーを開催します。

セミナーでは、区が作成している支援の連携ファイル（私の紹介・アイリスシート）の説明や、その作成方法のほか、学識経験者や専門家による講演会等を開催します。

(4) 障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する相談支援事業

児童発達支援のサービスを利用する際に必要な「セルフプラン」の作成支援を行います。また、サービスを受けることになった場合には、利用後に保護者と事業所の連絡調整をする等必要に応じた支援を行います。

(5) 5歳児健康診査事業

幼児期の発育・発達は著しく、一人遊びから集団遊びへと変化していきます。そのような中で、行動面・運動面・言語面の課題を早期に発見し、支援することが有効です。

5歳児健康診査では、身体発育の確認と、幼稚園・保育園等での集団生活の中で気がつく「落ち着きがない」「動きがぎこちない」「興味に偏りがある」等といった子どもが抱える課題や困難さの相談に対応します。保護者と幼稚園や保育園等の在籍機関、医療機関と専門機関と一緒に子どもの状況を確認します。そのうえで、相談内容から、子どもと保護者が安心した生活を送れるよう、一人一人に合わせた助言や子育てセミナーへの参加を案内する等支援します。

4 金町子どもセンター

金町子どもセンターは、平成23年度に子ども総合センターができるまで、区内2か所の子ども家庭支援センターのうちの1つとして子ども家庭支援業務を担っていました。

平成23年7月に子ども総合センターが開所した以降も、アウトリーチ的なソーシャルワーク業務などを除き、子ども家庭相談については継続して行っています。

また、児童館と同様の機能も維持しており、地域子育て支援拠点である子育てひろば「まるる」で乳幼児とその保護者の居場所づくりや相談・子育て情報の提供をするとともに、学齢期の子どもたちの居場所として、運動や遊びの機会を提供しています。

Ⅲ 葛飾区児童相談所との連携

かねてから、葛飾区児童相談所・一時保護所の開設に向けて準備が進められています。

令和2年度には組織体制や施設の整備方針などを定めた「葛飾区児童相談所基本計画」が策定され、現在、この計画に基づいて児童相談所・一時保護所の具体的な運用など、令和5年度の開設に向けた計画等の策定や関係機関との調整を行っています。

1 指揮系統の一元化

区の児童相談所が開設することで、区民に身近な相談窓口が増えます。また区民だけでなく、関係機関にとっても、今まで以上に児童相談所が身近になると同時に、同じ区の組織・区の職員として、連絡や相談がしやすくなります。

法的介入を行う児童相談所と、寄り添い支援を担う子ども総合センターの指揮系統を一元化し、意思決定を迅速にかつ的確に行い、子育て家庭が支援の隙間に陥ることを防ぎます。子ども総合センターは、それら指揮系統の一元化による利点を活用し、送致や援助要請を迅速に実施することで、虐待事案の深刻化を防止することに努めます。

2 双方の機能を生かした連携

子ども総合センターと児童相談所が連携することにより、児童虐待対応はもとより、障害に関する相談や非行・不良行為等への対応、養育困難家庭への対応などの子どもたちや家庭の状況に応じた対応を図る重層的な相談体制が構築されます。

子ども総合センターにおいては、子育てに関する不安感や孤立感を解消するための傾聴・助言のほか、相談内容に応じた子育て支援策の利用提案を実施しています。また、児童相談所においては、各種診断や法的権限に基づく援助を行っています。そのような双方の専門性が十分に発揮され、その機能を生かして、一体となった支援を迅速に行います。

現在、児童相談所においては、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」に基づき虐待をしてしまった保護者に対する親子再統合等への支援を行っています。一方で子ども総合センターでは、虐待だけでなく、様々な子育ての悩みを抱える保護者に対し、本区の子育て支援サービスの活用提案をしつつ、

個々の状況に合わせた支援を行っています。葛飾区児童相談所開設後においては、それら双方の機能を十分に生かし、親子関係の再構築に向けた指導・助言を実施します。

3 効率的・効果的な運営

虐待の相談支援に当たっては、東京都が定めた『児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール（東京ルール）』を基本としつつ、子ども総合センターと区児童相談所との間で、共通の認識をより持てるよう具体的なルールを新たに定め、虐待相談の対応に当たります。これまでの送致や援助要請、情報提供といった東京都が定めた東京ルールによる手続きによらずとも、同行訪問や一時保護の必要性を確認しあうなど、ケースの深刻度に合わせて区児童相談所との協力体制をとり、効率的・効果的な運営に努めます。さらに、情報共有の在り方や会議の持ち方を検討し、移動や連絡に必要以上の時間を費やすことがないよう、迅速に活動できるよう工夫します。

また、ブロック会議、援助方針会議等へお互いが参加したり、短期間の研修として双方の訪問や面接の際に同行や同席をしたりするなど、日頃から職員が交流することで、連携の強化を図ります。決定した協議事項についても、適宜、内容は更新・最適化し、葛飾区の実情に合わせた連携を行います。

用語集

p.3

○子ども家庭支援センター

子ども自身や子育て家庭からのあらゆる相談に応じる総合相談窓口で、地域の関係機関と連携を取りつつ、子どもと家庭に関する総合的な支援を行うセンターです。

p.3

○葛飾区要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会（要対協）は、保護的支援を要する児童などが適切な支援を受けられるよう、地方公共団体が設置し、児童福祉・医療保健・教育・警察司法などの担当で構成される組織で、児童福祉法第25条の2に規定されています。

葛飾区では、平成18年3月に葛飾区要保護児童対策地域協議会設置要綱を定め、平成18年度より葛飾区要保護児童対策地域協議会を設置しました。協議会は、構成団体の代表者による代表者会議の他、下部組織として（1）進行管理部会（2）地区連絡部会（3）学校連絡部会（4）安全連絡部会を置き、実務者会議を行っています。さらに、担任や担当者など、個別ケースの関係者が、子どもと家庭の状況把握、情報共有、援助方針の確認と役割分担について協議する援助調整会議があります。これは、いわゆる関係者会議、ケースカンファなどと言われることがあります。

p.4

○市区町村子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点となっています。平成28年（2016年）の児童福祉法改正において、市区町村は子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化されています。

p. 4

○子育て世代包括支援センター

母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条に定める母子健康包括支援センターのことで、子育て世代包括支援センターは、その通称となっています。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、保健師等専門職を配置しています。①妊産婦等の支援に必要な実情の把握②妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導③支援プランの策定④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整がセンターの役割となっています。

p. 6

○特定不妊治療

体外受精と顕微授精を指します。タイミング指導、卵巣刺激法、人工授精などは「一般不妊治療」にあたります。

p. 10

○（仮称）支援者支援コーディネーター

葛飾区児童相談所開設時に配置が検討されている、区独自の職になります。特に多忙とされるスーパーバイザーの業務の一部を担うことを想定しています。相談員に対する相談援助技術の取得支援、疲労感や自己肯定感の低下に対する声かけ・寄り添い、困難ケースに対する心理的負担の軽減などを担います。

p. 18

○特定妊婦

若年、傷病・障害、妊婦健康診査未受診、望まない妊娠等の理由で、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

p. 20

○ゆりかご面接

妊娠届出時等に保健師・助産師などの専門職と面接し、妊娠期から子育てのサポートプランを作成する取組

p. 28

○カンファレンス

カンファレンスとは、「会議・協議」を意味し、支援者が集まって行う会議のことを指します。その場では、子どもや家庭の状態の変化や新たな課題がないかといった点を確認し、支援方針を検討します。

p. 30

○乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を、保健師・助産師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。同時に、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス利用に結び付けることにより、地域の中で、子どもが健やかに育成できる環境整備を図ることを目的としています。根拠法令は児童福祉法第6条の3第4項、子ども子育て支援法第59条第7項です。

【参照文献】

- 「社会福祉用語辞典第9版」 ミネルヴァ書房
- 「2018 社会福祉の手引」 東京都福祉保健局
- 「市町村子ども家庭支援指針」 厚生労働省
- 「児童相談所運営指針」 厚生労働省

葛飾区子ども総合センター運営計画

令和4年3月発行

葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課

住所 〒125-0062

葛飾区青戸 4-15-14

健康プラザかつしか 2階

電話 03-3602-1386